○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町大武川字前山四一五の一、四一五の二、四一六の一、四一六の二、五三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四一五の一（次の図に示す部分に限る。）、四一五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市神山町北宮地字白須場沢一二五三、一二五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白須場沢一二五三・一二五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市古関町字戻新井三五二七の二、三五三〇から三五三二まで、三五三四、三五四〇、三五四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戻新井三五二七の二・三五三一・三五三二・三五三四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三五三〇、三五四〇、三五四一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字玉川二四四六、二四五二の一、二四五二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字玉川二四四六・二四五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四五二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百九十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定に基づき、横浜川崎国際港湾株式会社から京浜港における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　申請者の商号及び本店の所在地

イ　商号

横浜川崎国際港湾株式会社

ロ　本店の所在地

横浜市中区山下町二番地

二　運営計画の概要

イ　埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

ガントリークレーン四基、受変電施設一式、コンテナヤード一式、ゲートハウス一式、給油施設一式、リーファー施設一式、電気施設一式、保安施設七式

ハ　埠頭群の運営の体制に関する事項

役員十一人及び職員二十七人を置く。

三　縦覧の期間

平成二十八年二月五日から同月十八日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区奥池ヶ谷字松尾羽根四四七、葵区柿島字松尾羽根一五〇の一、一五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）